

平成 2 8 年度
第 1 0 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 9 年 1 月 1 1 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第10回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成29年 1 月11日（水）午後 2 時20分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 16人

- 1 番 高砂 清一（農地部会長）
- 2 番 片山 久男
- 3 番 田井 天久
- 4 番 上砂 正義
- 5 番 三笠 輝彦（会長）
- 7 番 妻鹿 常男
- 9 番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 4人

- 6 番 木村 保夫
- 8 番 小山 智
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 16番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農 政 課 長 川西 好春
- 農政課長補佐
- 兼農政管理係長 大井 昌和
- 農 地 係 長 多田 利浩
- 主 査 森 亮介
- 主 任 主 事 稲井 稔
- 主 任 主 事 寺井 康弘

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第12号 農地転用許可に対する審査請求について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(農地部会長) ただ今から平成28年度第10回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中15人で、部会は成立しております。欠席委員は、木村委員、小山委員、能祖委員、原田委員の4人です。また、三笠委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は17番久保委員、19番藤原委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、別の農家へ貸し付けるため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番は、県外に居住している賃貸人が別の農家へ譲り渡すため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番のとおりです。

3番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番は、賃借人が死亡したため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。現在、新たな貸付け先を探しているところです。

2ページをお開きください。

5番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番も、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。なお、一部を賃借人の親族に譲り渡すことから、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権7番に関連しています。

7番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。

8番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

9番は、第三者が転用する予定のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

10番は、別の農家へ譲り渡すため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権14番のとおりです。

11番は、民事調停法第17条に基づく調停に代わる裁判所の決定により残存小作による賃貸借契約が解除されたもので、離作補償は有りません。

12番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

3ページをお開きください。

1番は、借人が労力不足のため返還したものです。

2番も、借人が労力不足のため返還したものです。

3番は、貸人が香川県農地機構を介した貸付けを行うため返還を受けたものです。

4番は、借人が労力不足のため返還したものです。

5番も、借人が労力不足のため返還したものです。

6番も、借人が労力不足のため返還したものです。

7番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について12件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

富本委員 議長－13番

議 長 13番－富本委員。

富本委員 議案書1ページの4番の申請人の相続の流れについてお伺いしたいのですが。

議 長 事務局の回答をお願いします。

川西事務局長 登記簿上の所有者は平成26年1月10に亡くなり、その相続人は平成27年3月3日に亡くなっております。法定相続人は不存在ということで審判により弁護士の松本タミさんが相続財産指定管理人として指定されています。

議 長 富本委員、以上の回答でよろしいでしょうか。

富本委員 はい、ありがとうございます。

議 長 他に御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理すること

に決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して久保委員から説明をお願いいたします。

久保委員 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

今回の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め森西委員、藤原委員と、私の4名で現地調査を実施しました。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立林小学校南100メートルに在り、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、小学校・幼稚園に近く、周辺は宅地化の著しい地域で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ声有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、3階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が311.93平方メートル有ります。

2番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和45年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番に関連しています。

3番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線東バイパス及び高松東インターチェンジに近接し交通の利便性が良く、周辺には学校、香川大学医学部附属病院があり、分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が40.56平方メートル有ります。

6番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約2.43平方メートルを300枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅から遠距離にあり耕作が不便で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年2月12日に受付けられ転用の確実性が

認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、貸住宅の軒が分譲住宅用地として売却予定の農地に出ているため、この部分について宅地を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が250.11平方メートル有ります。

9番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道の用地買収により現在の住宅を立ち退くこととなり、近隣の県道予定地に面した申請地へ住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、2階建3棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築するためと宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成11年に一部造成し、建築済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が547.56平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよ

うでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、平成20年5月26日付けで所有権移転を伴う住宅・物置用地として許可を受けていましたが、事業規模の見直しのため、転用計画の一部廃止により取消願があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

2番は、平成28年5月17日付けで共同住宅2階建て2棟の許可を受けていましたが、転用計画の廃止により取消願があったものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、平成20年5月26日付けで住宅2階建1棟、物置平屋建て1棟の許可を受けていましたが、既存住宅の建替えにより転用計画の一部を取消し、宅地拡張のみとし、工事完了日を平成30年1月1日まで延長するため事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。併用宅地等が402.05平方メートルあります。

2番は、平成25年6月6日付けで分譲住宅2階建9棟として許可を受けていましたが、2区画2棟が未完了のため工事完了日を平成31年5月30日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

3番は、平成28年8月19日付けで宅地分譲用地2区画として許可を受けていましたが、宅地の形状を整形するため、隣接農地所有者及び農道管理者との協議が整ったことから、転用区域を拡大するため事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権16番に関連しています。

4番は、香川県から鮎滝地区急斜面地崩壊対策工事を請け負い、露天資材・車両置場用地として、平成28年9月1日から29年2月8日までの間一時転用許可を受けていましたが、予定期間内での完了が困難となったことから、工事完了日を平成29年7月9日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して久保委員及び森西委員から説明をお願いいたします。

久保委員 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

なお、所有権5番、6番及び賃借権1番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、JR栗林駅東300メートルに在り、分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は宅地化の著しい地域で、生活に便利で購入需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、香川県立中部養護学校南西400メートルに在り、運送業を営む転用者

が、四国県内に自社整備工場を保有していなく、新たに自動車整備工場・事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、高松支店からも近く国道32号線沿いで、大型車両の搬入、搬出に適していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、油水分離槽を設置するなど被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する用悪水路を含めて併用雑種地等が361.52平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、かがわ総合リハビリテーションセンター西隣に在り、障がい者福祉サービス業を営む転用者が、利用者の利便性向上のため、新たに居室を備えた知的障がい者福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は香川県の障がい者福祉施設が集まっており、関連施設への移動に便利なことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、香川県立桜井高等学校西50メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近く交通の利便性が良く、県道沿線には商業施設が整い自社が開発分譲した住宅団地に接続し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは森西委員が説明します。

森西委員 5番の申請地は、高松市川添出張所北800メートルに在り、自動車販売業を営む転用者が高松東店の閉鎖に伴い、主要地方道高松・長尾・大内線沿いで、需要が見込まれる郊外型店舗兼整備工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、交通の利便性が良く、周辺には中古車専門店など同様の施設があり集客の相乗効果が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、後ほど説明します5条特別議案賃借権1番と関連しており、この転用面積588.12平方メートルと合わせますと合計面積が3,595.12平方メートルになります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページを御覧ください。

6番の申請地は、サンメッセ香川南600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が539.36平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、香川県運転免許センター南西1キロメートルに在り、27区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は宅地化が著しく、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が248.95平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市立十河小学校北西600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に300メートルほどと近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページの賃借権を御覧ください。

1番の申請地は、先ほど説明しました特別議案所有権5番と関連しており、地権者の希望により賃借権を設定し、自動車販売業を営む転用者が店舗兼整備工場用地として一体的に転用申請するものです。

所有権5番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権8件、賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ声有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

まず、所有権の案件です。議案書7ページをお開きください。

1番の2は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、露天貸駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が101.63平方メートルあります。

(三笠委員入室)

3番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和45年ごろに前所有者の父が造成し近隣の法人に貸し付けておりますが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請2番に関連しています。

8番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

9番は、所有者が従前から農地の排水路として利用していましたが、この度、分家住宅用地として転用申請するに当たり、その用悪水路として利用するため転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅からの汚水等の排水路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、従前から農地の排水路として利用していたもので、無断転用扱いとはせず、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借1番に関連しています。

8ページを御覧ください。

10番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から150メートルと近く、周辺は学校、病院、コミュニティーセンター等公共的施設が整備された住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、他の業者が開発した分譲地に隣接し、宅地化の進んだ住環境の良い地域内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有している共同住宅に隣接し、入居者の見込みもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が168.26平方メートル有ります。

14番は、開発許可申請は1件ですが、転用内容が異なるため枝番号1と2で分けています。内容は、分譲住宅用地として転用申請するものと、近隣住民の要望から露天貸駐車場用地として転用申請するもので、転用面積から、14番の1は特別議案案件、14番の2は一般議案案件となります。

14番の2の立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から近く、周辺は共同住宅が多く駐車場の利用申込みもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9ページを御覧ください。

15番は、家族内で所有する車の台数が増え、敷地内に駐車場が取れないことから、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地拡張であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が302.70平方メートル有ります。

16番は、平成28年8月19日付けで転用許可を得ていた宅地分譲用地について、利用し易いように形状を整形するため、1区画及び道路部分について宅地分譲拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用地として用途廃止する農道が36.57平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請3番に関連しています。

17番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周

辺は学校、病院、コミュニティーセンター等公共的施設が整備された住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が358.74平方メートル有ります。

18番は、母親が亡くなったため、居住していた住宅が空き家となり、貸住宅として利用するため調査したところ、敷地の一部に当たる申請地が無断転用であったことが判明したので、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和56年6月に造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が203.47平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

19番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は学校、病院、コミュニティーセンター等公共的施設が整備された住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、居住している借家が老朽化により取り壊されるため、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現住居地に近く近隣に住んでいる高齢の両親の面倒も見やすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10ページを御覧ください。

22番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、新規営農するため、同時に取得、借入れする農地に近く営農し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番の転用者は、個人で綾川町にて自動車整備業を行っていますが、現在の作業所及び事務所は借地であり、返還の必要から新たに作業所及び事務所用地として転用申請す

るものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道綾南・国分寺沿線にあり利便性が良く、集客も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番の転用者は、個人で造園業を営んでいますが、自己住宅と作業場を兼用しており、作業車両・資材置場が不足しているため、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地及び作業場拡張用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成21年5月に倉庫・車庫を建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が389.83平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

26番は、父所有の農地を譲り受け、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。排水管を埋設する必要があり農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

11ページを御覧ください。

1番は、隣接地に診療所を開設するに当たり、医薬分業の制度により調剤薬局の店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、診療所開設予定地の隣接にあり利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が178.70平方メートル有ります。

2番は、開院予定の宅地の一部が不正形であることから、利用し易くするため借り受けて診療所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、診療所の敷地拡張であり、周辺には同じ診療科目の診療所がないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が638.76平方メートルあります。

4番の転用者は、給排水設備工事業を営んでおり、事務所・倉庫を建築した際、敷地の一部が農地にはみ出していたことが判明したため、事務所拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事務所拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成11年ごろに建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が418平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番の転用者は、香川県から鮎滝地区急斜面地崩壊対策工事を請け負ったことから、工事用仮設事務所・露天駐車場用地として、平成29年1月20日から29年8月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し工事現場の隣接地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

12ページを御覧ください。

1番は、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し将来親の面倒を見易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権9番に関連しています。

2番は、建築予定の共同住宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権8番に関連しています。

3番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し将来親の面倒を見易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年8月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、兄と同居していた母を引き取り、母所有の農地を借り受けて農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接に病院があり、近隣にはコミュニティセンター等の公共施設も整っている閑静な地域内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、現在居住しているアパートが手狭となったため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し将来親の面倒を見易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が18.79平方メートル有ります。

6番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は宅地化された閑静な地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。排水管を埋設する必要があり農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

7番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し将来親の面倒を見易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、隣接所有地の転用に伴う調査の結果、宅地の一部が農地にはみ出していることが判明したため、子所有の農地を借り受けて非農家の自己住宅の宅地拡張用地として

転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和63年ごろに物置を建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が168.38平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、父所有の農地を借り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを256枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は一団の所有農地から離れた場所にあり、通作不便であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成28年10月14日に締結されており、転用の現実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権20件、賃借権4件、使用貸借9件、計33件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

1番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件を満たします。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてののみ

御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

3番・4番は、農業後継者である子へ部分贈与するもので、引き続き水稻を作付けするものです。

5番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、農業後継者である子へ部分贈与するもので、引き続き水稻を作付けするものです。

7番は、解約された残存小作地の一部を小作人の親族へ譲り渡すもので、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

8番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜・果樹を栽培するものです。

9番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付するものです。

10番も、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜・果樹を栽培するものです。

14ページをお開きください。

11番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請賃借権1番が同時に提出されており、要件を満たします。

12番は、譲渡人が労力不足であることから、申請地を賃借している譲受人へ譲り渡すもので、取得後も引き続き果樹を栽培するものです。

13番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。なお、譲受人の住所地の綾川町農業委員会から耕作証明・精農審査表が提出されており要件を満たします。

14番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付するものです。農地法第18条第6項の規定による通知10番に関連しています。

15番は、小作人へ譲り渡すもので、取得後も引き続き水稻・野菜を栽培するものです。

16番・17番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権について御説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

1 番は、新規営農を希望する借人が5年間借り受けて、果樹を育苗するものです。

農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権11番に関連しています。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1 番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて果樹を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番に関連しています。

2 番は、隣接農地を住宅用地に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため使用貸借により20年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借6番に関連しています。

3 番も、隣接農地を住宅用地に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため使用貸借により20年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権26番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転17件、賃借権1件、使用貸借3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議ありますか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

1 番は、昭和44年から48年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありますか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非

農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1 番について、現地調査を実施した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第11号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

平成29年1月6日付けで、高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページからの総括表、番号1から御覧ください。

第一地区の案件から順に対象地番及び除外後の用途がそれぞれ記載されております。

5 ページ中段の箱書きの中に12月受付分の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が89件、合計面積が119, 119. 90平方メートルでございます。

総括表の最終番号が91番ですが、途中の74番と90番が書類調整等未了で取下げとなったことから、報告の合計件数及び合計面積となるものです。

次に農用地区域への編入について御説明いたします。6ページを御覧ください。平成28年7月に駐車場用地を目的として農地転用許可を得て工事着手しようと計画していましたが、周辺農業施設管理者との最終協議がまとまらず、止む無く許可の取消しを行った農地で、今後周辺農地と一体的な利用を図り農業振興に寄与しようと編入するものです。

1件で、面積が1,774平方メートルです。以上、議案11号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については原案のとおり異議の無い旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号は、原案のとおり異議の無い旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農地転用許可に対する審査請求についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第12号 農地転用許可に対する審査請求について御説明いたします。

資料2と審査請求に係る大まかな事務手続きの流れ図1を御覧ください。

平成28年12月5日の農地部会で説明させていただきました案件を引き続き御審議いただくものです。

まず、審査請求の流れということで、審査請求に係る大まかな事務手続きの流れ図1を御覧ください。

農業委員会におきましては、審査庁・審理員・処分庁が一体のものとなり、農業委員会が審査庁、処分庁となり、審査請求人から提出された審査請求に対して採決をするという流れになります。

次に現在に至るまでの経緯については、12月5日の農地部会、それに先立って11月24日に第7地区の地区部会がありました。また、12月5日には、農地特別部会委員の現地確認も実施していただきました。

農地部会後の12月14日にコンプライアンス推進課の行政問題法律相談においてどのような方針で対応したらいいか相談しました。柳瀬弁護士が対応され、内容につきましては、審査請求書の写し、12月5日の現地調査の結果及び第7地区部会の意見、現地の状況ということで資料2の20ページからの申請書の写し等を資料としました。28ページには、11月24日に開催された地区部会で、審査請求人が主張している農地について、隣接の転用地の現況、影響について審議していただいた表が、30ページ及び31ページには、転用申請地の南に在ります農地までの距離・高さ等を測定した写真です。これらに基づいて12月14日に行政問題法律相談を実施した結果、審査請求人について審査請求をする法的利害関係が有るか否かについて、柳瀬弁護士の最終結論としまして、「最高裁等の

判例から最終的には訴えの利益無しではないか」との御意見をいただいております。

また、審査請求の棄却裁決をする場合について伺ったところ、「訴えの利益無しとの判断から、棄却裁決とは逆に利害関係者として判断したこととなるので、後に裁判となった場合には利害関係人では無いと主張することに困難性があるのではないか」と言われました。審査請求の却下裁決を行うにしても法的な利害関係無しとすることが望ましいとのこと。この結果を踏まえ、12月27日の第7地区部会において、再度御審議いただいた結果、11月24日の地区部会と同じ結果であり、現地において審査請求人の訴えの利益は無いのではないかと判断をいただいています。

現地調査、地区部会、農地部会、法律相談の結果を反映した資料2の（案）裁決書を御覧ください。

主文、事案の概要、審理関係人（審査請求人）の主張の要旨、地区部会や行政問題法律相談の結果により案として地区部会で審議、決定いただいた審査請求を却下する理由を記載しております。

理由として、請求人は、高松市農業委員会が平成28年9月14日付け高農委第51（7）54号をもって行った本件農地に対する本件許可処分の取消しを求めているが、審査請求は、行政庁の処分に「不服がある者」に限り提起することができ（行政不服審査法（以下「法」という。）第2条）、「不服がある者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうとされる（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決民集第32巻2号211項）。

請求人においても、本件許可処分（平成28年付け高農委第51（7）54号）について、法律上保護された利益が認められる場合に限り、審査請求の提起が認められるところ、請求人は、本件許可処分により、高松市十川西町752番（隣接農地A）又は741番1（隣接農地B）の営農条件に支障があるとし、その理由として、本件農地に比して隣接農地Aが1メートル程度低地であること、造成・建築物高により、日照・通風等に支障があり、雨水・過剰水の流水及び農業用排水に支障がある等と主張する。

本件農地西側及び南側には本件許可処分に含まれず残った高松市十川西町750番1、753番1及び754番1の農地が在る。さらに、その3筆の西側及び南側に請求人が隣接農地Aと主張する農地があるが、隣接農地Aには、請求人の所有権又は使用及び収益を目的とする権利の設定は認められず、隣接農地Aについて、本件許可処分についての法律上保護された利益を認めることはできない。

また、本件農地南側に在り、隣接農地Bと主張する農地については、本件農地との間に、幅員合計約3.5メートルの高松市道及び水路が在ること、さらに、隣接農地Bは、本件農地より1メートルほど高い位置に在ることから、雨水・過剰水の流水及び農業用排水についての影響は考え難い。また、日照・通風等の支障についても、本件農地と隣接農地Bの位置関係及びその距離を踏まえれば、本件許可処分が隣接農地Bでの営農に与える具体的な影響について想定することは困難である。したがって、請求人は、本件許

可処分についての法律上の利益を有しているとは認められない。

以上の理由で請求人は、本件許可処分について審査請求を行う法律上の利益がある者とはいえず、「不服がある者」として審査請求を提起する適格は認められない。したがって、本件審査請求は不適法であって補正することができないことが明らかである。よって、法第24条第2項及び第45条第1項に従い、主文のとおり却下裁決する。と第7地区部会、農地部会の意見等を反映した案について、御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま事務局から説明がありました議案第12号 農地転用許可に対する審査請求についてですが、資料等も相当ありますので、暫時休憩とします。

-休憩-

議 長 それでは、再開します。議案第12号については、御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり却下裁決することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号は、原案のとおり却下裁決することに決定いたしました。

次に、報告事項として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料3を御覧ください。

平成28年12月2日から平成29年1月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、11月以前の農地部会議決分といたしまして4条が5件、5条が33件、12月議決分といたしまして4条が11件、5条が23件、合計で4条が16件、5条が56件です。

許可保留件数につきましては、11月以前の農地部会議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、12月議決分といたしまして4条が0件、5条が11件、合計で4条が0件、5条が21件です。

取下につきましては、4条、5条ともにありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

5条関係で、8月議決分の26番、9月分の16番が開発許可未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

5条関係で、11月議決分の11番・23番が、開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。また、13番・21番・24番・25番・33番が、開発許可未了により許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。

47番が開発許可未了により許可保留となっております。

7 ページを御覧ください。

5 条関係で、12月議決分の 3 番・4 番・9 番・18番が開発許可未了により許可保留となっております。

同じページの14番・19番が道路工事承認未了により許可保留となっております。

8 ページを御覧ください。

同じく 5 条関係で、20番・22番・24番・25番及び賃借権 1 番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言が無いようですので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成28年度第10回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後 4 時25分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員